

平成 30 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望  
(環境農林水産関連)

平成 29 年 7 月

大 阪 府

## 平成 30 年度環境農林水産に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望

日頃から、大阪府環境農林水産行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本府では、「成長と安全・安心のよき循環」により、府民の願いである「豊かな大阪」の実現を確たるものとすべく、環境農林水産分野では「良好で快適な環境の保全・創出」「安全・安心で豊かな食の提供」の実現に向け、全力で取り組んでいるところです。

環境分野においては、府民の健康の保護と生活環境を保全するため、良好な大気や水環境の確保に向けた取組はもとより、資源の循環的利用の促進、低炭素で環境にやさしい新たなエネルギー社会の構築に向けた取組を進めています。

農林水産分野においては、都市農業振興基本法が制定されたことを受け、「新たなおおさか農政アクションプラン」を策定し、「府民が農業や農産物に触れ、楽しみ味わう機会の創出」などの視点で、大都市（大消費地）の強みを活かし、将来に向けた活力ある産業の実現を目指していくこととしております。また、平成 28 年度より府独自の森林環境税を導入し、森林保全による災害に強いまちづくりと、健全な森林を次世代につなぐ取組を進めています。

平成 30 年度の国家予算編成に当たりましては、本府の課題解決に向けた取組について十分ご理解いただき、以下に提案する施策の具体化、実現が図られるよう、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府知事 松井 一郎

# 目 次

|    |                              |   |
|----|------------------------------|---|
| 1  | 建設発生土の適正処理のための法制度の整備         | 1 |
| 2  | 保全対象人家の多い地区における山地災害対策の推進     | 1 |
| 3  | 全てのPCBの期限内処理に向けた国の役割強化       | 1 |
| 4  | 再生可能エネルギーの普及促進及び地球温暖化対策の推進   | 2 |
|    | (1)再生可能エネルギーの普及促進            |   |
|    | (2)地球温暖化対策の推進                |   |
|    | (3)適正な太陽光発電施設の設置             |   |
| 5  | 地籍調査の推進(国土調査法)               | 4 |
| 6  | 都市農業の振興                      | 4 |
|    | (1)農地中間管理事業の制度拡充及び予算確保       |   |
|    | (2)農業農村整備事業の制度拡充及び予算確保       |   |
|    | (3)農村地域防災減災事業の制度拡充(ため池の耐震対策) |   |
| 7  | PM2.5 対策の強化                  | 5 |
| 8  | 大阪湾における栄養塩類の適正な管理            | 5 |
| 9  | ごみ処理広域化の促進                   | 6 |
| 10 | 国定公園等の自然公園施設における長寿命化対策の推進    | 6 |
| 11 | 卸売市場法の改正にかかる対応               | 6 |

## 1 建設発生土の適正処理のための法制度の整備

(※平成29年6月最重点提案・要望において要望済み)

建設発生土の適正処理については、都道府県域を越える課題と捉え、次の項目の内容を規定した、建設発生土の適正処理に関する法律を制定すること。

- ◇ あらかじめ処理計画を作成・提出させるなど、建設発生土の発生者側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組み
- ◇ 建設発生土の搬入・埋立て等の行為については許可制とし、安全確保のための許可基準
- ◇ 不適正な処理を行った者に対する罰則（法人重課を含む）

## 2 保全対象人家の多い地区における山地災害対策の推進

災害予防の観点から溪流沿いの立木を伐採するなど、流木対策の新規事業を創設すること。

都市近郊の保全対象が多い地区における山地災害対策が進むよう必要な財源を確保すること。

## 3 全てのPCBの期限内処理に向けた国の役割強化

- ◇ 全てのPCB使用製品・廃棄物の処理期限までの早期かつ適正な処理の必要性等に関して、国の責任において、マスメディア等を活用した広報・啓発を積極的に行うこと。また、未だ把握されていないPCB使用製品・廃棄物の掘り起こし調査については、自治体任せではなく、国の責任において実施すること。
- ◇ PCB使用製品・廃棄物が期限内に確実に適正に処理されるよう、保有事業者の早期処理促進に繋がる取組みを充実させること。
- ◇ PCB特別措置法改正に伴い自治体が行う事務の増加に係る財政措置は、適正に行うこと。特に、行政代執行においては、要した費用の徴収が困難になる場合が想定されるため、自治体に財政の負担が生じることのないよう、新たな財政支援の仕組みを構築すること。

## 4 再生可能エネルギーの普及促進及び地球温暖化対策の推進

### (1) 再生可能エネルギーの普及促進

#### ◇固定価格買取制度の改正法における入札制度への配慮について

平成 29 年 4 月 1 日に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（通称：改正 F I T 法）において導入された買取価格決定に関する入札制度について、平成 29、30 年度を試行期間とし、29 年度は 2,000kW 以上を対象に実施されるが、検証・見直しにおいては中小規模の太陽光発電の普及を抑制することがないように制度設計を行うこと。

#### ◇Z E H の普及促進策について

「2030 年までに新築住宅の平均で Z E H の実現を目指す」ために、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）支援事業を継続するとともに、都市部の住宅事情等も考慮し、省エネ率 100%未満の住宅も支援対象に含めた柔軟な制度設計とすること。

### (2) 地球温暖化対策の推進

#### ◇温室効果ガス排出削減の推進について

温室効果ガス排出量を 2030 年度において 2013 年度比で 26%削減することを目標とする「地球温暖化対策計画」が平成 28 年 5 月に閣議決定されたところである。目標の確実な達成に向け、地域における取組み促進のため、以下の取組みを講じること。

#### ○中小事業者向け補助事業の充実

C O<sub>2</sub> 排出削減対策が進んでいない中小事業者における省エネ・省 C O<sub>2</sub> の取組みを促進するため、省エネ診断や省エネ機器・設備の導入に対する補助事業について、申請手続きの簡素化・募集期間の拡大など、より利用しやすい制度に改めるとともに、必要な予算を確保すること。

#### ○地域地球温暖化防止活動推進センターの運営安定化に向けた措置

国民運動「Cool Choice」の推進をはじめ、地球温暖化防止活動の地域における中心的拠点である地域地球温暖化防止活動推進センターの安定的運営に必要な措置を講じること。

#### ○温室効果ガス排出量算定への支援

地方公共団体が地域の実態を踏まえ地球温暖化対策実行計画を効果的・効率的に推進できるよう、地域における温室効果ガス排出量の算定にあたり必要な、部門別・地域別等の電力消費量に関する情報が入手できる仕組みを作ること。

#### ◇気候変動の影響への適応策の推進について

地球温暖化の進行に伴い顕在化しつつある様々な気候変動の影響を、地方公共団体が的確に把握し、地域特性に応じ計画的に適応策を推進できるよう、技術的・財政的支援を充実すること。また、幅広い分野において必要な適応策の推進が図れるよう、関連予算の充実に向け、関係省庁に働きかけること。

### (3) 適正な太陽光発電施設の設置

太陽光発電については、固定価格買取制度により普及拡大が図られる一方で、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が発生している。国においては、FIT法の改正や「事業計画策定ガイドライン」の策定等、適切な事業実施の確保等を図るための取組みを進めているが、さらに実効性を高めるため、施設設置の企画立案から設計・施工、運用・管理、撤去・処分までの一連の流れにおいて適切に事業が実施され、地域との共生が十分に確保されるよう、国の責任において、地方との連携を含めた制度設計を図ること。特に、以下の点に十分に配慮し、FIT法の運用改善を行うとともに「事業計画策定ガイドライン」を改定すること。

#### ◇地域との良好な関係構築

適切な事業実施には、地域住民との適切なコミュニケーションが不可欠であり、FIT法の事業計画認定にあたっては、自治体に事前に相談のうえで地域住民に説明することを遵守事項とするとともに、事業者が住民理解を得るよう努めたことを確認すること。

#### ◇法令等遵守の事前確認

事業計画の認定は、申請時点で関係法令等の「相談・手続中」であっても取得が可能であり、その後、完了確認は行われていない。認定を許可条件とする法令等を除き、相談及び手続きが完了した旨の報告を事業者に対して義務づけるなど、認定前に法令等の遵守を確認のうえ必要な対応をとること。

#### ◇地域でのトラブルへの対応

不適切案件に関する国民からの情報提供をホームページで受ける仕組みが昨年からは開始されているが、その対応にあたっては、遵守事項・推奨事項に関わらず、事業者に必要な指導を行うこと。

#### ◇住民理解に資する認定情報の公表

認定された太陽光発電施設については事業者名・発電出力・発電設備の所在地などの情報が一般に公表されることとなっているが、住民が設置場所の特定ができるように配慮すること。

## 5 地籍調査の推進（国土調査法）

地籍調査の更なる推進を図るため、次の内容を措置すること。

- ◇ 都市部における官民境界等先行調査の成果を認証し、法務局に送付のうへ活用できる制度を創設すること。
- ◇ 政令市等が道路台帳整備として現況測量を行った成果を地籍調査（基本調査）と同等の成果として取り扱うこと。

## 6 都市農業の振興

### （1）農地中間管理事業の制度拡充及び予算確保

- ◇ 市街化調整区域全域を農地中間管理事業の対象地域とすること。  
併せて、現在国で検討中の生産緑地における農地貸借の新たな制度において、農地中間管理機構が関与できるようにすること。
- ◇ 農地中間管理事業にかかる来年度予算の所要額を確保するとともに、引き続き本事業に携わる府職員の人件費等を地方負担と取り扱うこと。

### （2）農業農村整備事業の制度拡充及び予算確保

- ◇ 担い手への農地利用集積を推進するため、市街化調整区域内農地においても、農地中間管理権の設定と併せて基盤整備を実施できるよう事業制度を拡充すること。

- ◇ 生産緑地の貸借に係る制度創設時には、担い手の農地利用を促進させる簡易な整備を実施できるよう事業制度を創設すること。
- ◇ 農業農村整備事業を計画的に実施するため、所要額を当初予算で確保すること。

### (3) 農村地域防災減災事業の制度拡充（ため池の耐震対策）

ため池の耐震改修に加え、ため池の廃止に伴う代替水源施設の整備、ため池再編のための周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な整備ができるよう制度を拡充すること。

## 7 PM2.5 対策の強化

微小粒子状物質（PM2.5）については、その健康影響や生成メカニズムに未解明な点が多いことから、次のとおり取組を進めること。

- ◇ PM2.5 の健康影響に関し、科学的な解明を進めるとともに、得られた知見に基づく情報を国民によりわかりやすく発信すること。
- ◇ PM2.5 の生成メカニズムや発生源別の寄与割合の解明、ばいじん及び窒素酸化物の追加的な排出抑制対策などの調査検討を加速させ、早期に国内での対策を確立すること。
- ◇ 広域移流に係る影響の低減のため、中国に対して必要な自国での大気汚染防止対策が講じられるよう、引き続き強い働きかけを行うこと。

## 8 大阪湾における栄養塩類の適正な管理

- ◇ 中央環境審議会における瀬戸内海を対象とした、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理に関する検討を加速させ、栄養塩類の適正な管理方策について早期に明確な指針等を示すこと。
- ◇ その検討にあたっては、湾、灘の特性を熟知し豊富な研究実績を有する地方の試験研究機関の成果を活用すること。

## 9 ごみ処理広域化の促進

ごみ処理の広域化を促進するため、循環型社会形成推進交付金制度において、財政的な支援の一層の充実を図るとともに、長期的視点に立った考え方や推進方策等を早期に取りまとめること。

## 10 国定公園等の自然公園施設における長寿命化対策の推進

国定公園等の自然公園施設における長寿命化対策を推進するための事業（大規模修繕工事やその実施を目的とした調査、計画の策定、設計）を交付金事業の対象とすること。併せて、自然環境整備交付金事業の予算枠を拡充すること。

## 11 卸売市場法の改正にかかる対応

農業競争力強化プログラムに盛り込まれている卸売市場法の抜本的な見直しを行うに当たっては、開設者、卸売業者等市場関係者の意見を十分に聴取し、青果、水産物、食肉、花きの区分毎に卸売市場の現状を把握するとともに、具体的な検討状況やスケジュールを早急に示すこと。